

広域的に事業展開する社会福祉法人 に対する所轄庁の指導監督について

広域的に事業展開する社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督について

1. 課題

- 広域的に事業を展開する法人の場合に、法人所轄庁と当該法人の事業所又は従たる事務所が所在する地方公共団体との連携についての仕組みがない。
- 第8回福祉部会において、法人所轄庁と当該法人の事業所又は従たる事務所が所在する区域の法人所轄庁である都道府県又は市との連携に関する所要の規定を認定NPOの監督の仕組みを参考に整備することについて議論したが、以下の課題がある。
 - ・ 法人所轄庁の要請に基づくものとはいえ、関係都道府県又は市が法人に対し、一定の監督権限(報告徴収、検査、勧告、命令)を行使することについては、所轄庁の監督権限との関係で難しい問題がある。
 - ・ 法人監査において主たる事務所以外を対象とする実地の監査は、福祉各法に基づく施設監査の内容と基本的に重複すると考えられる。

■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

5. 法人の監督の見直し

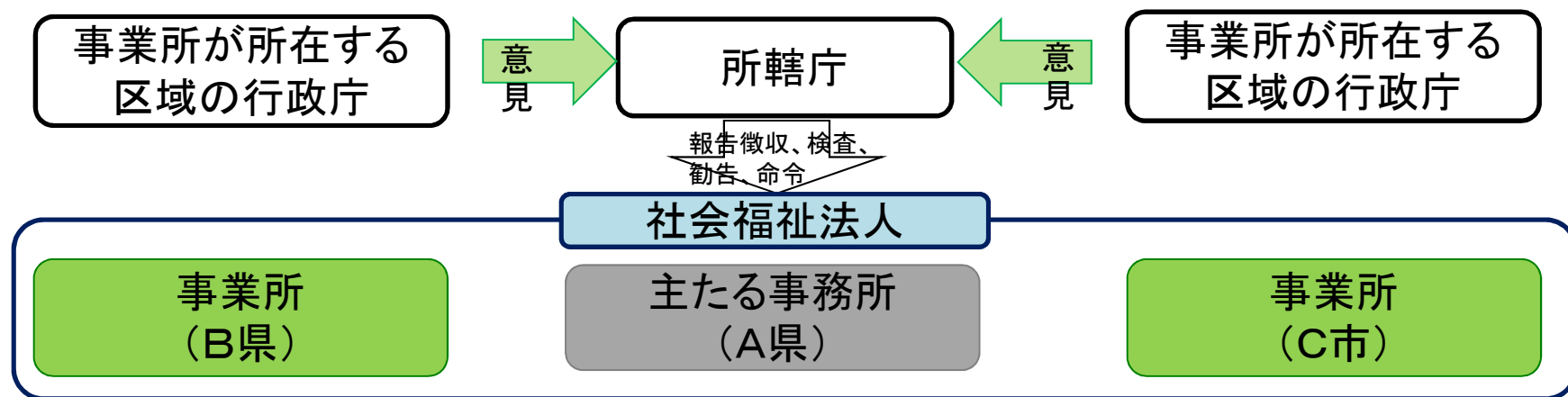
ウ 所轄庁の連携、監督能力の強化
(所轄庁の連携)

- 社会福祉法人の所轄庁の権限移譲が更に進むことを踏まえ、社会福祉法人の所轄庁と当該社会福祉法人の運営する事業所が所在する地方公共団体との連携の仕組みを検討するべきである。

2. 考え方

- 広域的に事業展開する法人に対する所轄庁による法人監査と、当該法人の事業所が所在する区域の行政庁による施設監査との連携を図るため、医療法の例を参考に、社会福祉法人が設置する事業所が所在する区域の行政庁は、適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の業務を監督する所轄庁に対し、その旨の意見を述べる旨の規定を整備してはどうか。

■指導監督体制のイメージ



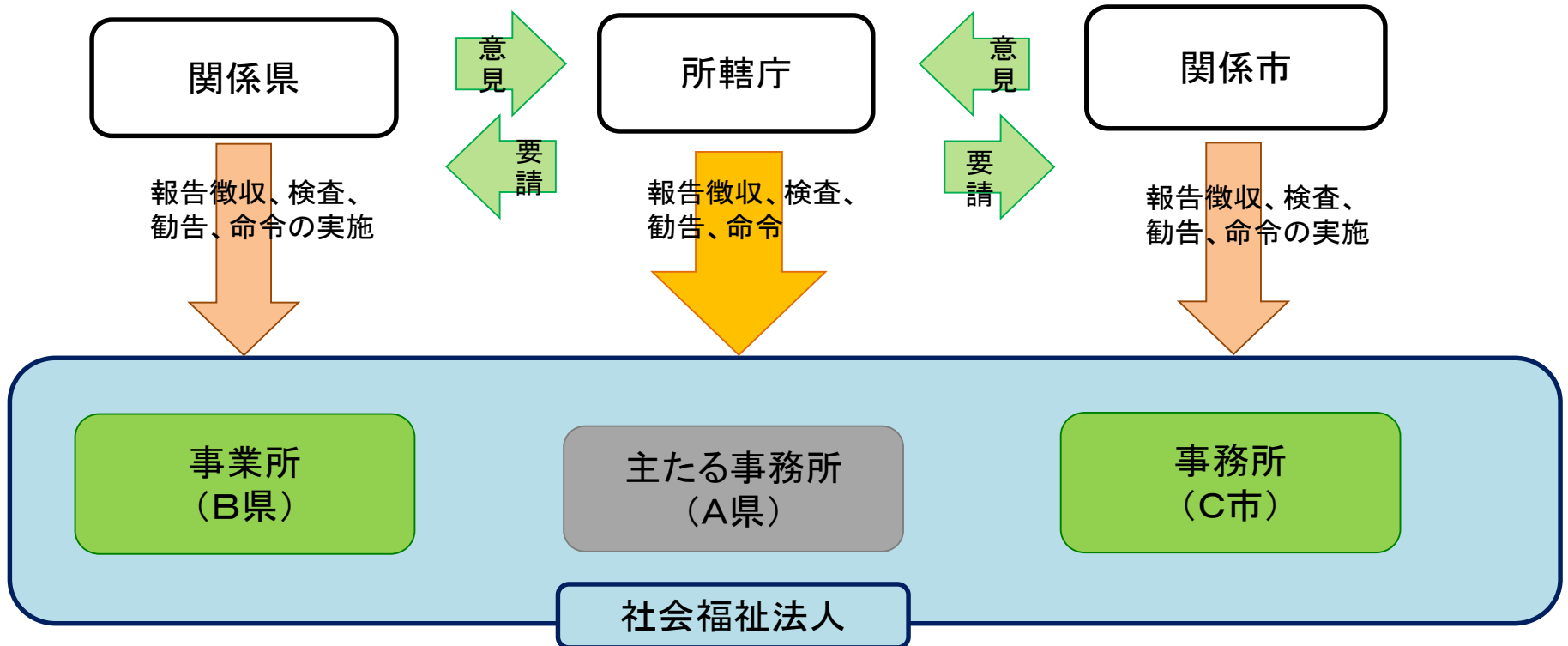
■医療法(昭和23年法律第205号) 抄

第66条の3 関係都道府県知事(医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の所在地の都道府県知事であつて、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事以外の者をいう。)は、当該医療法人に対して適切な措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による改正後(平成27年4月1日施行)

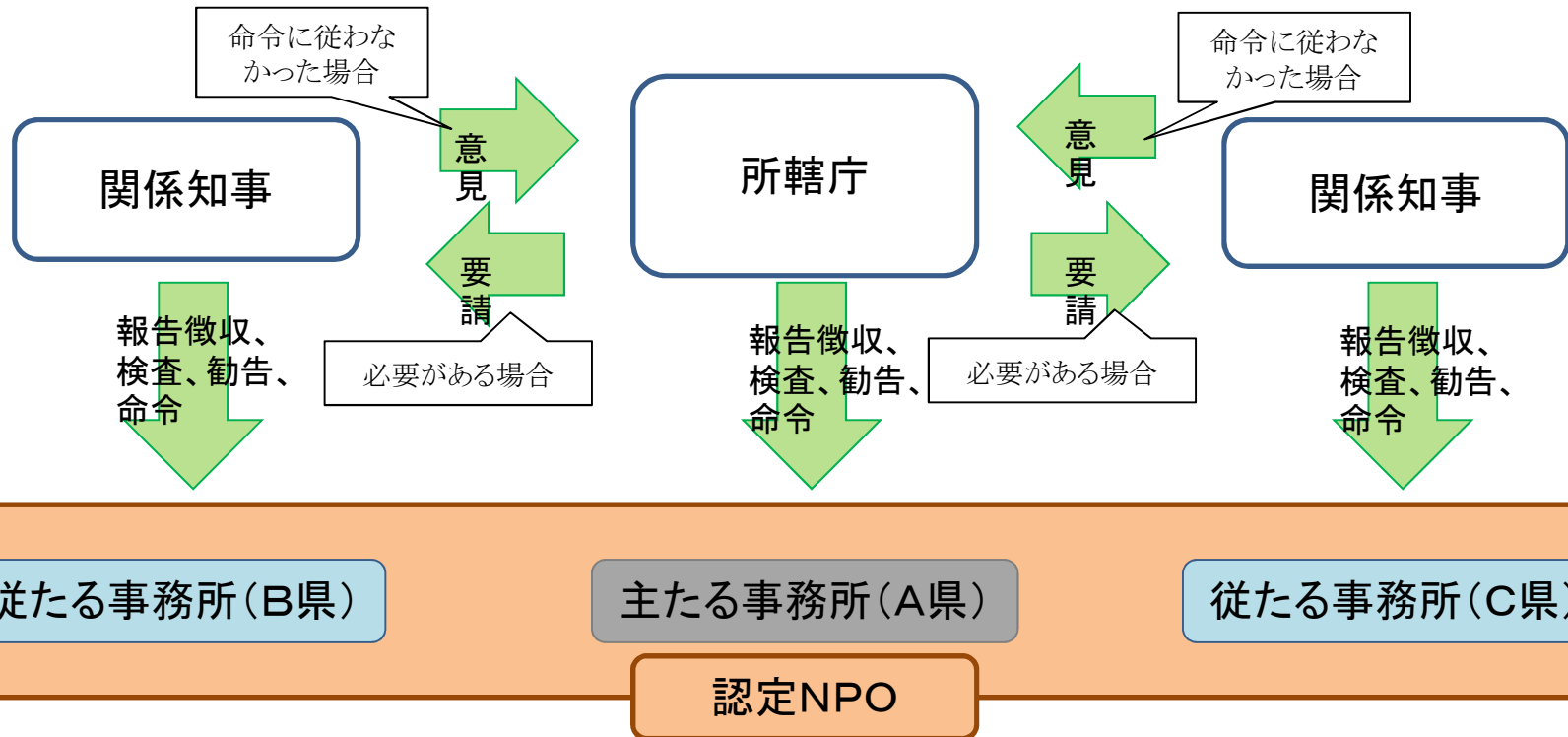
広域的に事業展開する社会福祉法人に対する指導監督体制（イメージ①）

- 2以上の都道府県又は市の区域内に事務所又は事業所を設置する社会福祉法人について、法人所轄庁における監督を補完するため、主たる事務所所在地以外の都道府県又は市（以下「関係县市」という。）に対して、当該関係县市も、法人所轄庁の要請に基づき、法人所轄庁の一定の監督権限（報告徴収、検査、勧告、命令）を行使をすることができる。
- 関係县市は、法人所轄庁に対して、命令に従わなかった場合、適切な措置を採るべき意見を述べることができる。
- 法人所轄庁は、関係县市に対して、必要があると認めるときは、採るべき措置を要請できる。



(参考)認定NPO法人の監督の仕組み

- NPO法において、2以上の都道府県に事務所を置く法人については、主たる事務所の所在地の都道府県、1の指定都市の区域のみに事務所を置く法人については、指定都市が所轄庁となる。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPOについて、所轄庁における監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事(以下「関係知事」という。)も、当該都道府県内において、一定の監督権限(報告徴収及び検査、勧告、命令)を行使することができる。
- 関係知事は、認定NPOが命令に従わなかった場合、所轄庁に対し、適切な措置を採るべきことが必要である旨の意見を述べるることができる。
- 所轄庁は、必要があると認めるときは、関係知事に対し、採るべき措置を要請できる。



広域的に事業展開する社会福祉法人に対する指導監督体制（イメージ②）

